

議案第 1 7 号

岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について

岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 2 8 日提出

倉敷市教育委員会
教育長 井 上 正 義

岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則

岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和 4 5 年倉敷市教育委員会規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表岡山県倉敷市立玉島高等学校の項を次のように改める。

岡山県倉敷市立 玉島高等学校	定時制	普通科		8 0	8 0		1 6 0
		商業科（単位制）		1 6 0			1 6 0

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山県倉敷市立玉島高等学校において、生徒募集を停止したことに伴い規定を整備するため、規則を改正するものである。

